

平成30年度 天童市住宅リフォーム総合支援事業費 補助金交付事業 手引き

目 次

1	天童市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付事業の概要	
(1)	リフォーム等工事とは	1
(2)	補助の対象となるための要件	1
(3)	補助の対象となる経費	2
(4)	補助金の額	2
(5)	補助率一覧表	3
(6)	実施件数	5
(7)	単年度処理	5
(8)	住宅の処分等の制限	5
(9)	注意事項	5
2	天童市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付事業のフロー	6
3	手続き	
(1)	交付申請	7
(2)	交付決定	8
(3)	工事の契約・着手	8
(4)	変更承認申請	9
(5)	中止等	10
(6)	実績報告	10
(7)	補助金請求	11
(8)	補助金の支払い	11
4	別表	12-14

お問い合わせ

天童市建設部建設課

TEL 023-654-1111 内線 418

FAX 023-653-0714

1 天童市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付事業の概要

この事業は、住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るため、住宅のリフォーム等工事を行う者に対し、山形県住宅リフォーム総合支援事業費補助金を充てて、予算の範囲内で住宅リフォーム等工事に要する費用の一部を助成する事業です。

(1) リフォーム等工事とは

リフォーム等工事とは、住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事、住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する工事を除く。）をいいます。

(2) 補助の対象となる要件

次のすべての項目に該当する住宅のリフォーム等工事が補助対象となります。

1 未着工の工事であること。

- これから工事をするものが対象となります。すでに工事が完了しているものや、着工しているもの、補助金の正式決定前に着手する計画のものは対象になりません。

2 所有者自らが居住している住宅の工事であること。

- 申請者が自ら所有する住宅で、自らがリフォーム等工事をする住宅に申請時点で居住している必要があります。（※「空き家活用」の場合は例外がありますので、ご相談ください。また、所有者からの委任があれば、所有者の2親等以内の親族も申請者となることができます。）
- 店舗や事務所等の併用住宅では、住宅部分のみが対象となります。
- 集合住宅の区分所有の住宅も対象となります。

3 住宅の質の向上を図る住宅リフォーム工事であること。（※要件工事を含めること）

別表（ページ 12-14 参照）の第1から第5に定める（三世帯世帯リフォームに限っては第3・第6に定める）工事を要件工事とし、各要件工事に基準点を定めています。リフォーム等工事の中に、この基準点の合計が10点（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は5点）以上となる工事を含めなくてはなりません。

補助対象工事

要件工事を含むと
要件工事以外も
補助対象

※要件工事を含まない工事は
補助対象となりません。

リフォーム等工事

要件工事

①～⑤に該当する
いずれかの工事

①減災・部分補強

②寒さ対策・断熱化

③バリアフリー化

④県産木材の使用

⑤克雪化

要件工事 以外

【工事の例】

高効率給湯器設置/LED 機器設置/屋根・外壁塗装/外壁・軒天・雨樋
補修/壁紙の貼替え/システムキッチンの入替え/IH クッキングヒーター設置工事/
畳表替/ふすま交換/エアコンの設置工事/塀やフェンスの補修/太陽
光・太陽熱・地熱等を利用する機器設置/バイオマス燃料機器設
置 など 既存住宅の質の向上が図られる工事

※補修等に一定以上の県産木材を使用すれば要件工事になります

4 リフォーム等工事の施工は、県内業者と請負契約を締結するものであること。

- ・ 県内業者とは、山形県内に住所を有する個人事業者または、山形県内に本店を有する法人をいいます。
- ・ 契約に基づいて実施する工事が補助対象であり、ご自分で施工されるものは対象外です。

5 リフォーム等工事の設計及び工事監理は、県内業者が行うものであること。

- ・ 設計料及び工事監理料も補助対象経費として申請される場合は、その設計者と工事監理者は県内業者である必要があります。

6 申請者が市税を滞納していないこと。

- ・ 市税とは、市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税をいいます。

7 平成31年2月28日までに実績報告書を提出できるものであること。

8 補助対象となる工事の内容が、市や県が実施する他の補助制度を利用しないこと。

- ・ 同じ工事内容について、重複して補助を受けることはできません。
- ・ ちなみに、1つのリフォーム工事を **A工事** と **B工事** に分けて、**A工事** は住宅リフォーム総合支援事業費補助金を活用し、**B工事** は他の事業の補助制度を利用するということが可能です。

(3) 補助の対象となる経費

補助の対象となるのは、次の各項目に該当する経費の合計額です。

1 リフォーム等工事に要する費用

2 リフォーム等工事に係る設計に要する費用

3 リフォーム等工事に係る工事監理に要する費用

※いずれも消費税及び地方消費税を含みます。

(4) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の**20%の額**で**限度額40万円**とします。(①-A)

ただし、工事内容や世帯状況によっては、補助限度額の上乗せや補助率の引上げを行う場合があります。次ページの「**補助率一覧表**」をご参照ください。

(補助額の上乗せや引上げには、その要件を満たすことを証明する書類の提出が必要となります。“第3「手続き」(ページ7)”でご確認ください。)

【補助率一覧表】

①県補助分

②市補助分

補助金の額は、①と②の合計額

工事内容 世帯要件	ア. 通常 【別表第1～5の 要件工事の実施】	イ. 県産木材 3㎡以上使用	ウ. 空き家活用 【別表第1～5の 要件工事の実施】
A. 世帯要件なし	①県補助率10% (上限額20万) ②市補助率10% (上限額20万)	①県補助率10% (上限額30万) ②市補助率10% (上限額20万)	①県補助率10% (上限額30万) ②市補助率10% (上限額20万)
B. 三世代世帯(※)	①県補助率20% (上限額30万) ②市補助率10% (上限額20万)	①県補助率20% (上限額40万) ②市補助率10% (上限額20万)	①県補助率20% (上限額40万) ②市補助率10% (上限額20万)
C. 移住世帯			
D. 近居世帯			
E. 新婚世帯			
F. 子育て世帯			

※「B. 三世代世帯」区分で申請する場合は、別表の第3・第6に定める工事の中から基準点分の工事を実施する必要があります。(別表の第3・第6以外の要件工事により基準点を満たす場合は、「A. 世帯要件なし」区分で申請となります。)

【各世帯の説明】

A. 世帯要件なし

→B～Fのいずれにも当てはまらない世帯。

B. 三世代世帯

→世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居している世帯であって、平成12年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯。

C. 移住世帯

→平成29年4月1日以降に山形県外から本市に住み替えた、または、平成23年3月11日に東日本大震災の被災地(岩手・宮城及び福島各県に限る。)に居住しており、平成29年3月31日までの間に本市へ住み替え、住民票を本市へ異動した世帯。

D. 近居世帯

→平成29年4月1日以後に親世帯と子世帯(平成12年4月2日以後に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。)の居所が新たに近居区域(親世帯と子世帯の居所の直線距離が2キロメートル以下である区域、又は親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域)内になった世帯をいう。(既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。)

E. 新婚世帯

→婚姻した日から1年以内である世帯。若しくは、婚姻した日から1年以内である夫婦を含んでいる世帯。

F. 子育て世帯

→平成12年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上あり、当該世帯員及び当該世帯員との続き柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯。

【工事内容の説明】

ア. 通常

→別表第1～5（「三世帯世帯」区分にて補助率の上乗せを適用させる場合には、別表第3・第6のみ）の中より、基準点10点以上（工事費が50万円未満の場合は5点以上）を含むリフォーム等工事。

イ. 県産木材3 m³以上使用

→山形県産木材を3 m³以上使用する工事。

ウ. 空き家活用

→居住、貸付け及び事業を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）で、次の(a)～(d)のいずれかにより取得又は貸借し、かつ、自らが居住することとなるものを「空き家」と定義し、その空き家について、別表第1～5（「三世帯世帯」区分にて補助率の上乗せを適用させる場合には、別表第3・第6のみ）の中から、基準点10点以上（工事費が50万円未満の場合は5点以上）を含むリフォーム等工事。

- (a) 売買（平成29年4月1日以降に契約が成立し、買主が個人であるものに限る。）
- (b) 贈与（平成29年4月1日以降に契約が成立し、受贈者が個人であるものに限る。）
- (c) 相続（平成27年4月1日以降に相続したものに限る。）
- (d) 賃貸借（平成29年4月1日以降に契約が成立し、賃借人が個人であるものに限る。）

【※留意点】・所有権が移転した時点で、当該建築物に居住者がいなかったことを確認できる場合に限り、嵩上げの対象となります。

- ・(a)「売買」の場合は、平成29年4月1日以降に中古住宅診断を受けた空き家のみが、嵩上げの対象です。
- ・(d)「賃貸借」の場合は、貸主がこれまで賃貸用として利用していないことを確認できるものに限り、嵩上げの対象です。

【補助金の算出例】

<p>・1階部分の窓全てを単板ガラスからペアガラスに入れ替える工事費が486,000円の場合： →算出式 【工事費×10% + 工事費×10%】（各千円未満切捨て） $486,000 \times 10\% + 486,000 \times 10\% \div 96,000$ 補助金額 96,000円</p>
<p>・屋根全面に雪止めを設置して、屋根と外壁を塗装する工事費が2,625,325円の場合： →2,625,325の20%は525,065ですが、限度額がありますので、補助金は400,000円</p>
<p>・県産木材3 m³以上使用して増築する工事費が2,808,000円の場合： →算出式 【工事費×10% + 工事費×10%】（各千円未満切捨て） 県補助分は30万円が限度額となるため、2,808,000の10%で280千円……① 市補助分は20万円が限度額となるため、2,808,000の10%で200千円……② ①と②を合計して、補助金は480,000円</p>
<p>・三世帯世帯に当てはまる世帯が、100cm未満の手摺を5か所取付け、住宅全体の壁や床を張り替える工事費1,154,300円の場合： →算出式 【工事費×20% + 工事費×10%】（各千円未満切捨て） 県補助分は補助率が20%で限度額30万円のため、1,154,300の20%で230千円……① 市補助分は補助率が10%で限度額20万円のため、1,154,300の10%で154千円……② ①と②を合計して、補助金は346,000円</p>
<p>・新婚世帯が中古住宅診断を受けて空き家を購入し、浴室の出入口の段差解消とエアコンを設置する工事費1,687,500円の場合： →算出式 【工事費×20% + 工事費×10%】（各千円未満切捨て） 県補助分は補助率が20%で限度額40万円のため、1,687,500の20%で337千円……① 市補助分は補助率が10%で限度額20万円のため、1,687,500の10%で168千円……② ①と②を合計して、補助金は505,000円 ※中古住宅診断を受けていない住宅は限度額嵩上げの対象にならず、補助金額は468,000円</p>

(5) 実施件数

想定件数：約180件（平成30年度予算：6,000万円）

この事業は、予算の範囲内で実施します。

1件あたりの補助金の額は、工事費により異なりますので、実施件数も変動します。

受付件数のうち市外業者は全体の4割に制限します。

(6) 単年度処理

制度上、事業は年度ごとに執行されます。

平成31年2月28日までに、リフォーム等工事を完了し、実績報告をしていただきます。

申請手続きや工事に要する期間をよくご検討いただき、余裕を持って手続きされますようお願いいたします。

(7) 住宅の処分等の制限

この事業による補助を受けた住宅は、補助金を受領した日から10年間は、住宅以外の目的に使用したり、譲渡、交換をしたり、貸したり、担保に供するなどできません。

この期間内にこれらのことをする場合は、補助金を全額返還していただくか、財産処分承認申請書を提出して、市長の承認を得る必要があります。

(8) 注意事項

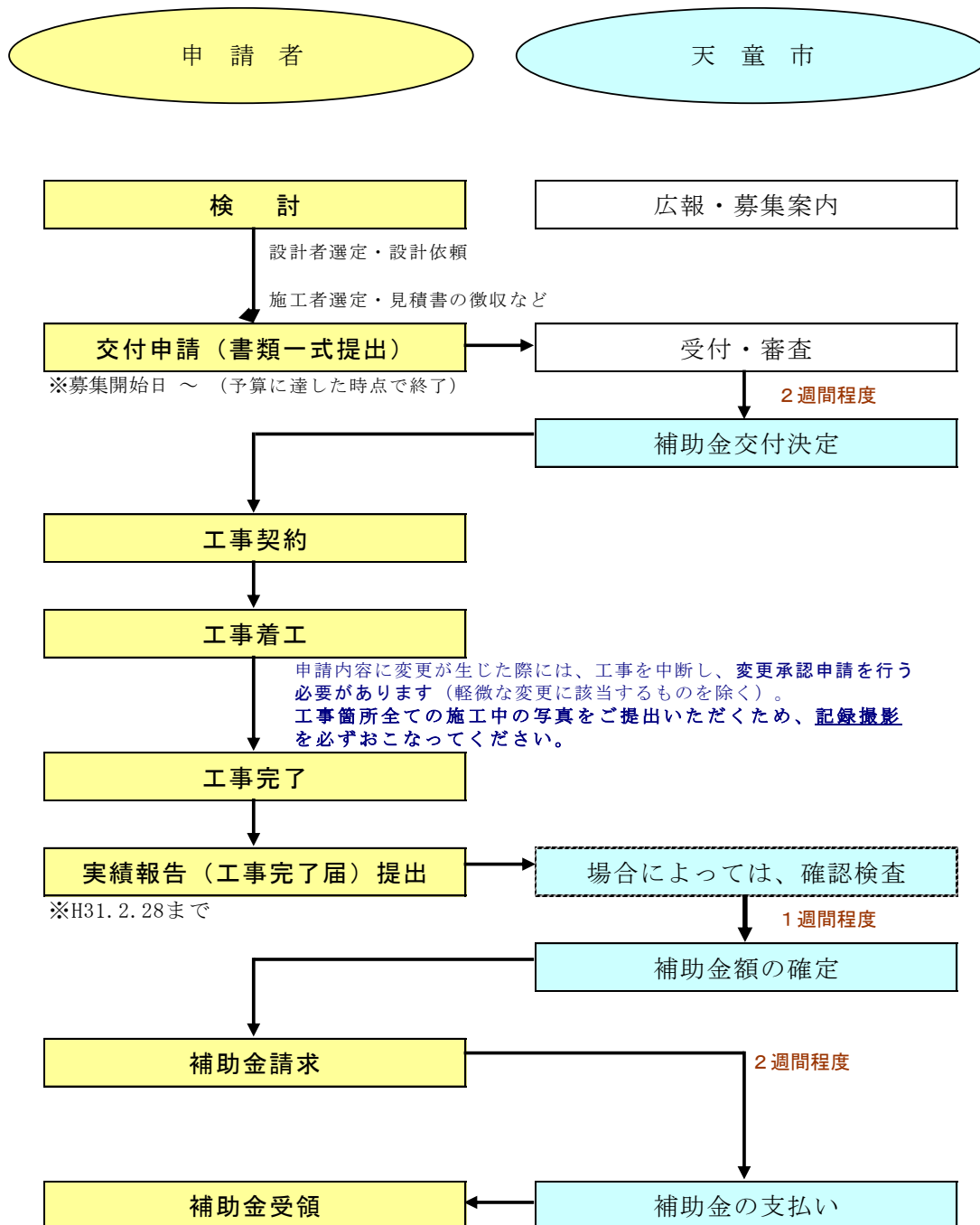
虚偽の申請をしたり、補助の対象となる要件等に反したりしたことが明らかになった場合などは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還をしていただく場合もあります。

(8) その他

10㎡以上の増築や改築をする場合には、建築確認が必要です。建築確認を受けてから、工事に着手してください。（リフォーム補助金は、建築確認が済んだ後に、交付決定します。）

工事が完了したら、完了検査を受けてください。その完了検査時に、リフォーム補助金の現場確認も併せて行います。

2 天童市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付事業のフロー



補助金の交付を受けるには一定の制限がありますので、不明な点はお問い合わせください。

3 申請手続きに必要な書類

(1) 交付申請

【申請に必要な書類】

- ① 平成30年度天童市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書 (規則様式第1号)
- ② リフォーム等工事(変更)計画書 (要綱様式第1号)
- ③ 工事基準点算出表 (要綱様式第2号)
- ④ 県産木材使用量計算書 (要綱様式第3号) ※要件工事に県産木材を選択された方のみ
- ⑤ 対象経費に係る見積書の写し ※内訳がわかるもの

・1つの工事を分けてリフォーム補助金と他の補助制度を併用される方は、分けた内容がはっきり分かるようなものを提出してください。

⑥ リフォーム等工事の図面

- ・住宅の間取りがわかるもの(住宅全体)を用意していただき、そこに工事箇所(色分けや斜線等で明示)と工事内容を書き込んでください。
- ・外壁の改修工事をされる方は、立面図にどの部分を工事されるのか明示してください。
- ・敷地内に消雪設備を設置するなど住宅以外の改修工事がある場合は、配置図(敷地全体図)に工事内容を書き込んだものもご用意ください。

⑦ リフォーム等工事対象部分の現況写真(カラープリント)

- ・外観写真(住宅全体)1枚とリフォーム等工事をされるすべての部位の写真が必要です。
- ・特に要件工事をする部位については、状況がわかるように撮影してください。

撮影ポイント	二重建具の設置 (別表 第2-4)	手すり設置 (別表 第3-5)	段差解消 (別表 第3-6)	雪止め設置 (別表 第5-2)
(例)	窓枠全体のほか、単板ガラスであることがわかるように撮影	手すりを新しく取り付け工事前の場所の写真	メジャーを当てて撮影し、工事前の段差の高さがわかるように撮影	雪止めを設置する工事前の場所の写真

⑧ 納税証明書

※申請時点での未納額記載のない、最新の納税証明書を提出してください。

- ・市外から転居等の理由により天童市の納税証明書が発行されない場合は、転居前に所属していた自治体から納税証明書を取得し、提出してください。

⑨ 承諾書 (別紙)

- ・市税の滞納がないかを5年遡って調査しますので、事前にご承諾をお願いします。

⑩ 委任状 (要綱様式第4号) ※申請者以外が書類を提出される場合のみ

《補助率引上げや補助限度額の上乗せを申請する場合》

⑪ 世帯状況を証明する書類 (世帯状況による補助率の引上げ等に申請する場合に限る。)

- 住民票謄本 「三世帯世帯・移住世帯・子育て世帯・近居世帯」 区分で申請された方
- 親世帯と子世帯の距離を示した地図 「近居世帯」 区分で申請された方
- 戸籍謄本 「新婚世帯」 区分で申請された方

⑫ 空き家活用を証明する書類 (空き家活用により上限額の上乗せ等を申請する場合に限る。)

- 住民票謄本 (申請者が申請時点で当該空き家へ住民票を異動していない場合は、実績報告までに異動し提出してください。)

■リフォームする住宅が空き家であったことを証明する書類 《※詳細はご相談ください。》

売買や贈与により空き家を取得した場合・・・契約書の写し

賃貸借により空き家を取得した場合・・・契約書の写しと、貸主が過去に賃貸用として使用していないことを証明するもの

相続により空き家を取得した場合・・・相続した時点で空き家であったことを証明するもの

→(空き家の登記事項証明書と、空き家の前所有者の戸籍謄本及び戸籍の附票)

【書類の部数】

書類は、**正本 1 部、副本 1 部の計 2 部**を提出してください。

⇒**副本** は正本の写しで可。

※書類はお返しできませんので、控えが必要な方は別途作成してください。

【申請方法】

必要書類を窓口にご持参ください。郵送等での受付はいたしません。

**(注) 交付決定後は、補助金額の増額には対応しませんので、
工事内容、経費等を事前に十分検討してください。**

(2) 交付決定

交付申請を受理しましたら、市税の滞納がないか、他の補助制度との重複がないかをチェックのうえ、順次交付決定を行います。

(2週間の審査期間をいただきたいので、着工までに余裕をもって申請してください。)

決定は、「補助金等交付決定通知書」により通知します。

(注) 補助金等の交付決定通知は、補助金の支払いを確約したものではありません。交付決定を受ける前に着工した場合、工事が申請どおりに行われなかった場合のほか、法令や規則、要綱に違反した場合などは、交付決定が取り消されますのでご注意ください。

(3) 工事の契約・着手

申請者は、上記の**交付決定を受けてから工事の契約**をし、着工してください。

契約は必ず書面で行ってください。

たとえ**少額な工事でも書面での契約が必要**です。→建設業法第19条。

※ 印紙税法等関連法令についても十分確認してください。

収入印紙を貼っていない契約書は、過怠税が課せられますのでご注意ください。

※ 契約書の参考として「住宅リフォーム推進協議会」が作成した『標準契約書式』を同協議会ホームページ (<http://www.j-reform.com>) よりダウンロードして利用することもできますし、市建設課窓口においても同書式をお渡しできます。必要な方は、お申し付けください。

(注) 契約者は申請者と同一人としてください。

実績報告には、施工写真の添付が必要となりますので、

施工途中の様子や構造内部など撮影しながら工事を進めてください。

(4) 変更承認申請

工事着工後、申請の内容に変更が生じた場合は、**変更に係る部分の工事に着手する前に**変更承認申請をして、承認を受けてから着手する必要があります。

ただし、**次の場合は軽微な変更として扱い、変更承認申請の必要はありません。**

- I 補助金の額に変更がないもの
- II 工事基準点の合計が減少しないもの

(注1) 補助金の額が減額する工事費の減額があった場合、変更承認申請が必要です。

(注2) 工事費が増額となっても、補助金の増額変更はありません。

【申請に必要な書類】

- ① リフォーム等工事計画変更（取止め）承認申請書（要綱様式第5号）
- ② リフォーム等工事（変更）計画書（要綱様式第1号）
 - ・「住宅概要」は記入の必要がありません。
 - ・「設計者」以下の欄は変更に係る部分のみ記入してください。
- ③ 工事基準点算出表（要綱様式第2号） ※変更がある場合のみ
- ④ 県産木材使用量計算書（要綱様式第3号） ※県産木材使用量に変更がある場合のみ
- ⑤ 対象経費に係る見積書の写し
 - ・変更に係る工事費、設計料、工事監理料等の見積書の写しを提出してください。
- ⑥ リフォーム等工事計画の図面 ※変更がある場合のみ
 - ・変更された工事内容を間取り図等に書き込んでください。
- ⑦ リフォーム等工事対象部分の現況写真（カラープリント） ※追加工事がある場合のみ
 - ・L判の写真は、A4サイズの下紙に貼付けのご協力をお願いします。

【書類の部数】

書類は、**正本1部、副本1部の計2部**を提出してください。

⇒副本 は正本の写しで可。

※書類はお返ししませんので、必要な方は別途控えを作成ください。

【提出の方法】

書類は、建設部建設課に**ご持参**ください。郵送等での受付はいたしません。

【申請書の審査、承認】

市では、申請された内容を審査し、補助対象工事と認めたときは「リフォーム等工事計画変更（取止め）承認通知書」により通知します。

【変更に係る部分の工事着手】

申請者は、**承認通知を受けてから変更に係る部分の工事に着工**してください。

(注) 契約内容（工期や請負金額等）を変更するときは、

書面による変更契約が必要です。

(5) 中止等

交付決定を受けた後、何らかの事情により、この補助事業を取止め等する場合は、要綱様式第5号「リフォーム等工事計画変更（取止め）承認申請書」を速やかに提出してください。

※近年、工事の実施が不確定のまま交付申請し決定後しばらくしてから取止める方がいるため、申請できたはずの方ができないという状況が発生しております。なるべく多くの方が申請できるよう、万一「取止め」する場合は速やかにお願います。

(6) 実績報告

リフォーム等工事が完了しましたら、実績報告をしてください。

【報告に必要な書類】

① 平成30年度天童市住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付事業実績報告書

(規則様式第3号)

② リフォーム等工事完了届 (要綱様式第8号)

・軽微な変更（補助金の額に変更がないもの、工事基準点の合計が減少しないもの）がある場合には、記入してください。

③ 県産木材使用実績明細書 (要綱様式第9号) ※要件工事に県産木材を選択された方のみ

④ リフォーム等工事の請負契約書の写し (申請者と施工者が交わしたもの)

・印紙が貼ってあるものの写しをご用意ください。

・当初契約に変更があった場合は、変更請負契約書の写しも提出してください。

⑤ リフォーム等工事代金の支払いを証明するもの (施工者が申請者に発行するもの)

・既に支払いを終えた場合・・・領収書や振込依頼書など

・未だ支払いを終わっていない場合・・・請求書

⑥ 工事施工中の写真 (カラープリント)

・多くの工程を撮影する必要はありませんが、工事箇所すべての施工中の様子を漏れなく撮影して提出してください。

※県産材の使用を要件工事としている場合、実際に合板を使用した様子（県産材であることを示すマーク）を明瞭に写したものがが必要です。

※追加工事があった場合は、着工前の写真も提出が必要です。

⑦ 完成写真 (カラープリント)

・リフォーム等工事をしたすべての部分の写真を提出してください。

・特に要件工事は、内容が明確に分かるように撮影してください。

撮影ポイント	二重建具の設置 (別表 第2-4)	手すり設置 (別表 第3-5)	段差解消 (別表 第3-6)	雪止め設置 (別表 第5-2)
(例)	窓枠全体のほか、複層ガラスになったことがわかるように撮影	手すりを新しく取り付けた工事後の写真	メジャーを当てて撮影し、工事後の段差の高さがわかるように撮影	雪止めを設置した工事後の写真

※申請時に提出した写真と見比べて、工事の完了がわかるように写真を撮影してください。

⑧ 「やまがた県産木材利用センター」発行の販売管理票 (県産木材の使用を要件工事とした場合のみ)

《補助率引上げや補助限度額の上乗せを申請した場合》

申請時にやむを得ず提出できなかった方は、実績報告時に必ずご提出ください。

⑨ 住民票謄本 (世帯状況や本市への住民登録を証明する書類)

・申請時に世帯要件を確認できなかった方のみ提出が必要となります。

【書類の部数】

書類は、**正本 1 部、副本 1 部の計 2 部**を提出してください。

副本 は正本の写しで可。※書類はお返ししませんので、控えが必要な方は別途作成ください。

【提出の方法】

書類は、建設部建設課に**ご持参**ください。郵送等での受付はいたしません。

【確認審査】

職員がリフォームされた住宅にお伺いし、工事箇所の確認をし、申請どおりに施工されているか審査します。

※実績報告書を提出された時に日程の調整を行います。

【審査後の処理】

申請どおりに施工されていると確認できましたら、補助金の額を確定し「**補助金の額の確定通知書**」により通知します。

工事が申請どおりに施工されていない場合は、職員の指示に従って是正してください。是正が完了した後に再度、審査します。

(7) 補助金請求

「補助金の額の確定通知書」をお受け取りになりましたら、補助金の請求を行ってください。

【請求に必要な書類】

平成30年度天童市住宅リフォーム総合支援事業費補助金請求書（規則様式第4号）

※振り込み口座は原則として**申請者名義**のものとしますが、同居の親族に限り代理受領を認めますので、事前にご相談ください。（代理受領の場合、**委任状**が必要です。）

※ゆうちょ銀行へのお振込も可能です。

【書類の部数】

書類は、**1 部**提出してください。

【提出の方法】

書類は、建設部建設課に**ご持参**いただくか、**郵送**してください。

(8) 補助金の支払い

補助金請求書を提出していただきますと、約2週間でご指定の口座に補助金をお振り込みします。

4 別表 (第1～第5)

別表-第1 (減災・部分補強)

工事内容	基準点
1 住宅の既存部分にある壁(幅90cm以上のものに限る。)を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/個所
2 住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/個所
3 住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/個所
4 主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/個所
5 基礎の強度を上げる工事	10点/個所
6 柱、梁、筋交いの接合金物を増設する工事	5点/個所

別表-第2 (寒さ対策・断熱化)

工事内容	基準点
1 やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事 ※山形県から「やまがた健康住宅の認証」認定を受けた住宅に限る。	10点/工事
2 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事 ※窓外枠1つを「1カ所」と数える。 ※原則、単板ガラスを複層ガラスへ取替る場合のみ点数の対象とするが、明らかに断熱性能が向上することを証明(カタログ等の比較により)できる場合には、複層ガラスから複層ガラスへの取替えも点数の対象としてよい。 ※単板ガラスの窓にさらに単板ガラス窓を設置して二重にするものも点数の対象。	5点/個所
3 熱交換換気システムを設置する工事	4点/個所
4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事 ※1㎡未満は要件工事不可(1㎡未満切捨て)	2点/㎡
5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下に設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/個所

別表-第3 (バリアフリー化)

工事内容	基準点
1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事 ※1㎡未満は要件工事不可(1㎡未満切捨て)	10点/㎡
2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/個所

<p>3 浴室を改良する工事であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 浴室の床面積を増加させる工事 ※1㎡未満は要件工事不可(1㎡未満切捨て)</p> <p>(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事</p> <p>(3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事</p> <p>(4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事</p>	<p>10点/㎡</p> <p>10点/個所</p> <p>2点/個所</p> <p>3点/個所</p>
<p>4 便所を改良する工事であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 便所の床面積を増加させる工事 ※便所の仕切りを外すだけの工事は要件工事に該当しない。1㎡未満は要件工事不可(1㎡未満切捨て) ※既存の便所とは別に、押入れ等を改修してバリアフリーの便所にする場合も該当する。</p> <p>(2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (和式から洋式への場合のみ)</p> <p>(3) 座便式の便器の座高を高くする工事 ※概ね2cm以上高くするものが点数の対象。申請時と実績報告時に便座の高さが分かる写真の添付が必須。</p>	<p>10点/㎡</p> <p>10点/個所</p> <p>10点/個所</p>
<p>5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 ※屋外の手すりは要件工事にも補助対象にも該当しない。</p> <p>(1) 長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの ※m単位(1m未満切捨て)</p> <p>(2) 長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの</p>	<p>2点/m</p> <p>2点/個所</p>
<p>6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事</p> <p>(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上りかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの。 ※段差を解消するために嵩上げ等した床の面積が1㎡以上であれば点数の対象。(浴槽の面積は含めず)</p> <p>(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの ※1㎡未満は要件工事不可(1㎡未満切捨て) ※床見切り材や建具の敷居等の撤去により段差を解消する場合やスロープ等により段差を解消する場合は2点/箇所で計算する。(勾配に基準があります。山形県住宅リフォーム補助の手引き参照)</p>	<p>10点/㎡</p> <p>5点/㎡</p> <p>又は</p> <p>2点/箇所</p>
<p>7 住宅の屋外との出入口の戸を改良する工事であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事</p> <p>(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事</p> <p>(3) 次に掲げる戸の開閉を容易にする器具を設置する工事</p> <p>ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの</p> <p>イ 戸を吊戸方式に変更するもの</p> <p>ウ ア及びイ以外のもの(戸車を設置する等)</p>	<p>5点/個所</p> <p>1点/個所</p> <p>10点/個所</p> <p>5点/個所</p> <p>2点/個所</p>
<p>8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 (滑りにくい表示の記載があるカタログの写し添付必須) ※1㎡未満は要件工事不可(1㎡未満切捨て)</p>	<p>1点/㎡</p>
<p>9 エレベーター又は階段用昇降装置を設置する工事</p>	<p>10点/個所</p>

別表-第4 (県産木材の使用)

工 事 内 容	基 準 点
<p>1 住宅に県産木材を使用した工事 ※0.1㎡未満は要件工事不可</p>	<p>2.5点</p> <p>/0.1㎡</p> <p>(0.1㎡未満は切り捨て)</p>

別表-第5 (克雪化)

工 事 内 容	基 準 点
<p>1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事 ※安全带などは備品であり補助対象外</p> <p>(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事 ※軒先の雪止めネットも要件工事となる。 ※雪止めを数箇所に分割して設置する場合には、雪止めの延長を累計した数量が5m未満であれば5点、5m以上であれば10点とする。</p> <p>(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事</p>	<p>2.5点/箇所</p> <p>5m未満は 5点/箇所</p> <p>5m以上は 10点/箇所</p> <p>1階分につき 5点</p>
<p>2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 屋根の勾配を大きくする工事</p> <p>(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 ※表面に特殊な加工が施されている材質であること</p> <p>(3) 屋根に雪割板を設置する工事</p>	<p>10点/箇所</p> <p>10点/箇所</p> <p>10点/箇所</p>
<p>3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事 ※土地又は屋根等に定着した融雪設備を対象としており、融雪マットや穴あきホース等の工事を伴わずに脱着や移動が可能なものは、要件工事にも補助対象工事にも該当しない。</p>	<p>10点/箇所</p>

別表-第6 (三世代世帯用)

工 事 内 容	基 準 点
<p>1 居室の床面積の合計がリフォーム等工事着手前と比べ10㎡以上増加する工事 ※建築確認申請が必要となる。</p>	<p>1点/㎡</p>
<p>2 便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1か所以上増設する工事 ※住宅内への増設が対象であり、同一敷地内であっても、物置小屋や車庫等への増設は該当しない。 ※小便器から座便式等への交換は、該当しない。</p>	<p>10点/箇所</p>